

2020年11月18日

宮城県環境生活部
消費生活・文化課 消費者行政班 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ
住所：仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F
電話番号：022-276-5162
座長 野崎 和夫
(宮城県生活協同組合連合会 専務理事)

構成団体

宮城県生活協同組合連合会専務理事	野崎和夫
特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット	
副代表理事	若狭久美子
宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	大友富子
宮城県消費者団体連絡協議会会長	熊谷睦子
みやぎ生活協同組合専務理事	大越健治
生活協同組合あいコープみやぎ理事長	高橋千佳
公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事	冬木 勝仁

「宮城県消費者教育推進計画（第2期）中間案」への意見

近年、私たち消費者をとりまく社会環境は、高齢化の進展、デジタル化の進展、電子商取引の拡大、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により行動の変容が求められるなど大きく変化しています。超高齢社会の到来に伴う高齢者世帯の増加等により、高齢者の消費者被害は依然として増加傾向にあり、地域での見守りがより一層重要になっています。

また、民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなり、18歳及び19歳の若者が未成年者取消権を行使できなくなるため、成年年齢引き下げによる若年層の消費者被害の拡大が危惧されます。

一方、消費者全体に健康志向の高まりが見られ、健康食品の利用も広がっていますが、健康食品による健康被害という新たな問題も浮上しています。消費者教育の機会が少ないなか、今後は一層、行政・事業者・消費者間で新たな手法のリスクコミュニケーションが求められます。

消費者団体の役割として消費者の声を盛り込んだ「基本計画」になるよう、下記の意見・要望を提出いたします。

記

1. 第3章消費者教育推進の基本方針について

(1) 基本方針1について、消費者市民社会の形成と消費者教育の推進は本計画の重要な柱と言えます。消費者教育を推進するうえで、消費者市民社会の意義の普及・啓発がなぜ必要なのかが理解できる内容にしてください。

消費者の行動が将来の社会を変えと言われていています。自分だけでなく環境や周りのことを考えなければなりません。そのような自立した消費者の育成には、身近な消費者教育が必要です。気軽に消費者教育が受けられるように多様な場面で取り組みが進むよう、多くの県民が理解できるような分かりやすいパンフレットの作成を求めます。また、誰もが見られるように、ホームページのトップ画面におくなど、配布や啓発方法についても工夫してください。

- (2) 基本方針 3 について、高齢者等の見守りには、公共施設等でのサークル活動場面や福祉用具事業者や高齢者向けに事業を実施している事業者、専門家や民間団体などから意見を聞くなどして工夫する必要があります。宮城県内の市町村が見守りネットワークの体制を進めていくためにも、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐことを目的とした消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置ができるように県として支援をしてください。
- (3) 基本方針 4 について、これまでも学校教育で様々な消費者に関わる教育が行われてきたと思いますが、各学校の学習方針によって取組方法や授業内容に違いが出るのではないかと心配です。学校教育における消費者教育について、教師のスキルアップも必要ですが、教育の受け手側にとって分かりやすい教材の開発が必要です。

2. 「第 4 章施策 1 ライフステージ・場ごとの消費者教育」に関連して

- (1) これまでも、出前講座や啓発活動は取り組まれてきましたが、いっこうに高齢者を狙う悪質な詐欺事件は減少せず、逆に増加傾向です。啓発活動において消費生活サポーターの活用やロール・プレイング形式を取り入れるなどのより理解が進むような手法の工夫が必要です。
- (2) 成年年齢引き下げに対する、家庭への取り組み、若者に対する取り組みの内容を、実効性のある具体的な内容を明記してください。
- (3) 高校 1 年生にリーフレットを毎年度配布していますが、どのように活用されているのかが分かりません。紙媒体のみではなく、DVD・動画等での啓発など、若者が興味関心を持てるような最新の情報教材を増やすべきと考えます。

3. 「第 4 章施策 2 消費者教育推進に係る人材等の育成」に関連して

- (1) 「若年層に浸透しやすい SNS などを含めたツールの検討」について、学生サポーターの役割に位置づけることを加筆してください。
- (2) 民生委員・地域包括支援センター職員・ケアマネジャーなどとの連携した啓発活動はこれまでも取り組まれてきましたが、必ずしも功を奏しているとはいえない状況です。高齢者の消費者トラブル見守りに「消費生活サポーター」の積極的な活用を要望します。
- (3) 消費者教育を推進するうえでの、人材育成として「学生サポーター」新規制度の導入の記述がありますが、具体的な役割が分かりづらいです。「消費生活サポーター」との役割の明確化も必要であると考えます。また、人材育成のみではなく、地域や教育現場などでの活用にあたっては、行政がつなぎ役になることが求められることから、そのことについての記述を求めます。

4. 「第 4 章施策 4 関連施策等との連携」に関連して

- (1) 環境の保全に配慮した事業活動として、持続可能な開発のための教育、循環型社会の形成に向けたエネルギー教育に関する取り組み項目を追加してください。
- (2) 消費者市民社会の推進に向けての消費行動として、エシカル消費等の教育・普及啓発やフェアトレードの普及啓発に努めることを本文への明記を求めます。
- (3) 「金融教育の推進」のため、カード・クレジット・キャッシングによる多重債務の増加や、インターネットバンキングなどによる金融商品の取り扱いなど、消費者を取り巻く金融商品の動きは複雑になっています。また、収入構造の変化などにより、自分自身のライフプランと資金計画などを交えた金融教育を推進していくことが今後ますます必要になることから、取組事項に追加してください。

以上